

昭島市教育委員会殿

学校名 昭島市立東小学校
校長名 鈴木正樹

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調として心身ともに健康な児童の育成を目指し、自他の大切さを認め、人権課題について学び、権利と義務、自由と責任についての認識を深める。また、児童の未来に生きて働く力を培うため、主体的・対話的で深い学びを通して、基礎的な知識や技能の習得と、これらを活用できる思考力・判断力・表現力を養い、すすんで学びに向かう力と人間性を培うこと目指して、教育目標を定める。

◎よく考える子（重点目標）…自ら考え、主体的に学ぶ子供

○思いやりのある子

…互いを尊重し、思いやりのある言動をとることができる子供

○健康で明るい子

…心身ともに健康で、活力のある子供

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の定着（主体的・対話的で深い学びの実現）

(ア) 児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、児童自身に自己の課題を考えさせ、「一人1台のタブレット端末の効果的な活用」によって「個別最適化学び」とともに「協働的な学習」の実現を図る。

(イ) 持続可能な社会の創りに必要な資質・能力の育成に向けて、持続可能な開発目標（SDG s）と関連付けた各教科の学習の推進を行うとともに、校内研修や自己申告・学年会・OJTに基づく研修等を充実させる。

(ウ) 学校図書館の整備・言語活動の充実を努め、体験的・問題解決的な学習を重視することにより、児童の興味・関心を高め、自主的に学習に取り組む意欲や態度の育成を図っていく。

(エ) 児童の発達段階を踏まえ、個に応じた指導を充実させるとともに、「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」を効果的に活用し、全ての児童にやさしい授業づくりを推進し、児童の学習習慣の定着を図る。

(オ) 障害のある児童一人一人の状況に応じた合理的配慮を実施するとともに、インクルーシブ教育の理念に基づき、障害のあるなしにかかわらず、児童の自立と社会参加に向けた効果的な指導の充実を図る。

(カ) 支援が必要な児童への支援を組織的に行うための特別支援教育校内委員会の計画的開催と、関係機関との連携を充実させる。

イ 豊かな心の醸成（健全育成・人権教育の推進）

(ア) 「特別の教科 道徳」の指導を要として、全ての教育活動を通して多様な価値観を基に自己の生き方を深める。また、教育活動全体を通じた人権教育の推進を図る。性同一障害者や性的思考における多様性を知る機会を充実させるとともに、様々な人権課題について学ぶ機会を設ける。

(イ) 地域と連携したボランティア活動等、学校内外における体験活動の充実により、社会に対する子供たちの問題意識の醸成と自己肯定感・自己有用感の育成を図る。

(ウ) 学校いじめ防止基本方針に基づいた「いじめの未然防止・早期発見・早期解消」に向けて、「いじめ認知報告書及び解消報告書」、「いじめ防止アンケート」、「家庭版『いじめ発見シート』」等の活用と記録の継続周知の徹底を図り、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえたいじめ対象児童や保護者に寄り添った対応を生生活指導部会や学校いじめ対策委員会を中心に行う。また、自殺予防教育も行う。

(エ) 関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、様々な課題を抱える児童及び保護者への対応を行う等、教育相談体制の充実を図る。さらに、特別支援教室の巡回指導拠点校として、連携型個別指導計画に基づき通常の学級と特別支援教室とが連携し、個に応じた支援が充実する体制を確立するとともに、副籍・交流及び共同学習を通じ、インクルーシブ教育の推進を図り、障害のある児童一人一人の状況に応じた合理的配慮を実施する。

ウ 健やかな体の育成（健康教育・安全教育の推進）

(ア) 生涯にわたって健康に生き抜くために、デジタル版「元気アップガイドブック」を活用し、「グッドモーニング60分」を実施する。また、体力調査の結果を活用し、日常的に運動や体を動かす遊びに親しむ能力・態度を養うとともに、自他の安全（日常・災害時）に配慮して行動しようとする意識を育てる。

(イ) 組織的な指導体制のもと基本的な生活習慣の確立を図り、養護教諭による保健指導やがん教育、栄養教諭による食育、家庭との連携等を通して、児童自ら健康の保持・増進に努める態度や姿勢を身に付けさせる。

(ウ) アレルギー疾患対応マニュアルに基づいた食物アレルギー事故防止を徹底する。

エ 輝く未来に向かって（開かれた学校の推進）

(ア) 家庭訪問・個人面談を実施するとともに、児童及び保護者アンケートや学校関係者評価を活用し、開かれた学校経営を推進する。また、教育活動についての情報発信に努め、家庭・地域社会と連携・協力を深める。

(イ) 義務教育9年間で円滑にスタートさせるため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえた就学前教育との連携を図るとともに、小中連携教育を進めるために小中連携の日を設定し、情報共有・共通理解を行って連携を深めていく。

(ウ) 情報モラル教育及びデジタルシティズンシップ教育を推進し、国際社会において活躍できるグローバルな人材の育成を図る。

(エ) キャリア・パスポートを効果的に活用し、一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた活動を推進する。

(オ) 地域の声を学校経営に積極的に生かした、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）による地域一体となった特色ある学校づくりを推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 思考力・判断力・表現力を育むために、各教科で話し合い活動や対話・読む・書くといった言語活動の充実を図るとともに、一人1台のタブレット端末の活用を含めた主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- (イ) 学年での協力・連携した授業や習熟度別ガイドラインに基づいた習熟度別指導等を展開することにより、個に応じた指導の充実を努める。学力調査等の結果を分析・活用して、家庭と連携して確かな学力の定着を図る。また、授業改善推進プランの作成、学習支援員の活用、夏季休業中の補習を行う。

イ 道徳科

- (ア) 「特別の教科 道徳」を要とし、自然や伝統を生かした豊かな体験活動を通して道徳授業の一層の充実を図り、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践力を育てる。
- (イ) 道徳教育推進教師を中心に教科書を活用した授業展開を工夫するとともに、道徳授業地区公開講座をはじめ、学校・家庭・地域が一体となって豊かな心を育てることができるよう連携を深める。

ウ 外国語活動

- (ア) タブレット端末の活用などを工夫した授業を展開するとともに、体験的な活動を取り入れ、児童の興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
- (イ) 外国語の音声やリズムに慣れ親しませるとともに、ALTや異文化交流から異文化理解を深めさせる。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 各教科等の教育内容を相互の関係で捉えた教科横断的な学習や、児童の主体的及び探求的な学習を中心とした総合的な学習の時間の学習を充実させ、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を図る。
- (イ) タブレット端末を活用したり、実社会・実生活の中から問いを見付けたりして、探究的な学習に主体的・協働的に取り組み、各教科等の教育内容を相互の関係で捉えた横断的・総合的な学習を実践していく。

オ 特別活動

- (ア) 児童相互のコミュニケーションを重視した学級活動の中で児童の自主性や実践力を育て、「東小まつり」や「縦割り班活動」、「お弁当の日」や学校行事等を通して異学年間の交流を深め、豊かな人間性を育てる。
- (イ) 児童主体の運営による児童会活動・委員会活動・クラブ活動を実施し、自主的・実践的な態度を育てる。

(2) 特色ある教育活動

ア 個の実態や個のニーズに応じた特別支援教育を実践するために、学校生活支援シートの作成によるきめ細かな指導を行い、児童の課題の解消を目的として、連携型個別指導計画に基づいた特別支援教室「大空」やスクールカウンセラーとの連携を充実させる。

イ 箏の演奏・米作り・昔遊び等の日本の伝統・文化に触れる体験で日本のよさを学ぶ。外部人材を活用した地域学習・国際理解教育・防災教育・法教育等の体験活動を充実させる。

ウ 学校図書館の活用を推進し、調べる活動を通して言語能力の向上に努める。朝読書や図書の日、読書週間等の読書活動を確実に設け、児童の読書への興味・関心を高め、読書習慣を定着させる。

エ カードを活用した「元気アップ週間」を設定し、学校全体で保健・健康指導を行い、学校保健委員会や保健だよりを通して保護者にも啓発し、生涯にわたる健康づくりの基礎となる態度を培う。

オ オリピック・パラリンピック後のレガシー教育を受け、東小学校のレガシーとして「東ンピック」を継承する。

カ 食育の推進を通して、心身の成長や健康の保持増進のうえで望ましい栄養や食事のとり方を理解し、正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について判断、選択する能力を身に付けさせる。

キ 園児から高校生にわたる多世代交流（こども園・保育園との継続的な連携交流、高等学校有志生徒による「サマースクール」・合同防災訓練等を通じた連携交流）を軸に、地域と連携して豊かな社会性と自己有用感を育む教育活動を推進する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 毎月の避難訓練・安全指導、交通安全教室、セーフティ教室・薬物乱用防止教室等を通じた防災・交通安全・生命（いのち）の安全教育等を通して、自らの健康と安全にも留意して自他の生命を尊重する態度の育成を図る。
- (イ) スクールカウンセラー、家庭・地域及び関係機関との連携を深め、児童の基本的な生活習慣、規範意識（社会のルールへの遵守）等を身に付けさせる。生活指導全体では学校いじめ防止基本方針の確認とともに、教育相談体制を整えていじめや不登校及び問題行動を未然に防止し、望ましい人間関係づくりに努める。また、年2回の学級満足度調査（WEB Q U）の実施により、学級の人間関係を的確に把握し、学級経営に生かす。
- (ウ) 自殺予防教育として、自殺予防推進委員会（東京都教育委員会）によるSOSの出し方に関する指導資料を活用した授業を行うとともに、「SOSの出し方に関する教育」を実施する。

イ 進路指導

- (ア) 各教科等の学習や宿泊行事等を通して、児童が自分自身の特性を生かせるようにするために、児童の自尊感情や自己肯定感を含め、可能性に気付かせ、自分らしい生き方をしていこうとする態度や能力を育てる。
- (イ) 中学校の授業参観・授業体験・部活動体験等の活動を通して、小中連携教育の視点をもって推進していく。また、地域の就学前教育施設との幼保小連携を目指すとともに、スタートカリキュラムを計画・実施する。
- (ウ) 高齢者との交流（昔遊び、交流給食）・未就学児との交流・地域行事等において、多くの人たちと触れ合う経験を通じて、社会の一員としての自覚を具体的にもたせ、自分の将来について考えさせる。